岡山理科大学大学院学則

第１章　総則

（目的）

第１条　岡山理科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の本旨にのっとり学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

（課程）

第２条　本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

２　理工学研究科博士課程は前期２年課程及び後期３年課程（以下「博士課程（後期）」という。）に区分し、前期２年課程は修士課程と同等に取り扱う（以下「修士課程」という。）。

（課程の目的）

第３条　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

２　博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（自己点検・評価）

第３条の２　本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するために、教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第２章　組織及び修業年限

（研究科・専攻及び学生定員）

第４条　本大学院には、次の研究科及び専攻をおき、学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名		入学定員	収容定員
理工学研究科	自然科学専攻	修士課程	70 名	140 名
		博士課程（後期）	10 名	30 名
	システム科学専攻	修士課程	60 名	120 名
		博士課程（後期）	5 名	15 名
マネジメント研究科	マネジメント専攻	修士課程	12 名	24 名
獣医学研究科	獣医保健看護学専攻	修士課程	5 名	10 名
	獣医学専攻	博士課程	3 名	12 名

（研究科及び専攻の教育研究上の目的）

第４条の２　研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を次のとおりとする。

(1)　理工学研究科は、理工学に関わる高度な専門知識と技能を身につけ、社会の課題に関心を持ち包括的に理解して解決しようとする意欲を有し、専門分野で活躍できる研究者、あるいは広く社会で活躍できる高度専門職業人を養成することを目的とする。博士課程（後期）においては、理工学に関わる高度かつ最先端の専門知識と技能を深化させ、専門分野で活躍できる自立した研究者、あるいは、社会において組織を先導できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

ア　自然科学専攻修士課程は、自然を研究対象とする分野を俯瞰し、学理の探究と自然の理解に関わる高度な専門知識と技能を身につけ、社会の課題に関心を持ち包括的に理解して解決しようとする意欲を有し、専門分野で活躍できる研究者、あるいは広く社会で活躍できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

イ　自然科学専攻博士課程（後期）は、自然を研究対象とする分野を俯瞰し、学理の探究と自然の理解に関わる高度かつ最先端の専門知識と技能を深化させ、社会の課題に関心を持ち包括的に理解して解決しようとする意欲を有し、専門分野で活躍できる自立した研究者、あるいは社会において組織を先導できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

ウ　システム科学専攻修士課程は、テクノロジーと情報科学を１つのシステムと考え複合的視座から研究するシステム科学に関わる高度な専門知識と技能を身につけ、社会の課題に関心を持ち包括的に理解して解決しようとする意欲を有し、専門分野で活躍できる研究者、あるいは広く社会で活躍できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

エ　システム科学専攻博士課程（後期）は、テクノロジーと情報科学を１つのシステムと考え複合的視座から研究するシステム科学に関わる高度かつ最先端の専門知識と技能を深化させ、社会の課題に関心を持ち包括的に理解して解決しようとする意欲を有し、専門分野で活躍できる自立した研究者、あるいは社会において組織を先導できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

(2)　マネジメント研究科は、地域における企業をはじめとする組織体が直面する様々な問題に対して、マネジメント及びその関連領域の先進的な学術理論や事業創造に関する幅広い応用技術をもって対応できる総合的なマネジメント能力を備えた人材の養成を目的とする。

ア　マネジメント専攻修士課程は、地域における企業をはじめとする組織体が直面する様々な問題に対して、マネジメント及びその関連領域の先進的な学術理論や事業創造に関する幅広い応用技術をもって対応できる総合的なマネジメント能力を備えた人材の養成を目的とする。

(3)　獣医学研究科は、人間社会に密接に関係し、かつ人類と共存する動物群の生態とそれを取り巻く地球規模の環境を理解するための基礎・社会・臨床研究を進めること、また、これらの研究をベースとして持続可能な未来における新規研究領域を萌芽するための創造力を発揮できるライフサイエンス・パブリックヘルスサイエンス（公共獣医事）・クリニカルサイエンス（高度獣医療看護・臨床獣医）の視点を有する研究者や指導者の養成を目的とする。

ア　獣医保健看護学専攻修士課程は、人間社会と密接な関係を持ち個人や社会を支える動物を管理するために必要な高度動物看護学または獣医関連科学の知識を有し、多角的な視点と最先端の研究戦略を用いて問題・課題を解決できる協調性・創造性豊かな獣医保健看護学研究者（高度獣医療看護・獣医関連科学分野研究者）の養成を目的とする。

イ　獣医学専攻博士課程は、「One world, One health, One medicine」の精神に基づき、ライフサイエンス、パブリックヘルスサイエンス、クリニカルサイエンスを含む獣医学に基づく多角的な視点･手法を用いて諸問題を解決できる協調性・創造性豊かな指導者と将来なり得る次世代研究者の養成を目的とする。

（方針の策定及び明示）

第４条の３　本大学院は研究科、専攻の教育研究上の目的及び人材養成の目的を達成するため、入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針を定め、これを明示する。

（標準修業年限）

第５条　修士課程の標準修業年限は、２年とする。

２　理工学研究科博士課程の標準修業年限は、５年とする。

３　獣医学研究科博士課程の標準修業年限は、４年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第５条の２　学生が職業を有している等の事情により、第５条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、学長はその計画的な履修を認めることができる。

２　長期にわたる教育課程の履修に関し、必要な事項は別に定める。

（最長在学年限）

第６条　修士課程の最長在学年数は、４年とする。

２　理工学研究科博士課程（後期）の最長在学年数は、６年とする。

３　獣医学研究科博士課程の最長在学年数は、８年とする。

（在学期間の短縮）

第６条の２　入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格（学校教育法第 102 条、学校教育法施行規則第 155 条）を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は獣医学研究科博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、１年を超えない範囲で本大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程においては少なくとも１年以上在学するものとする。

２　前項に関して必要な事項は、別に定める。

第３章　学年・学期及び休業日

第７条　削除

第４章　授業科目・研究指導及び課程の修了要件について

（教育方法等）

第８条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（教育方法の特例）

第８条の２　マネジメント研究科修士課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第８条の３　本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（ファカルティ・ディベロップメント）

第８条の４　本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

（授業科目）

第９条　授業科目は、教育課程編成・実施の方針に基づき、相互の関連性及び学修内容の順次性をふまえ、体系的に整備するものとする。
２　本大学院において開設する授業科目及び単位数は、別表Ｉのとおりとする。

第１０条　削除

（研究指導）
第１１条　本大学院における研究指導の内容等については別に定める。

（課程の修了要件）
第１２条　修士課程の修了要件は、大学院に２年以上在学し、32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。
２　理工学研究科博士課程の修了要件は、次のように定める。
⑴　博士課程の修了要件は、大学院に５年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し、20 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については大学院に３年（修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
⑵　前項ただし書による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程における在学期間に３年を加えた期間以上在学し、20 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については大学院に３年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
⑶　第 19 条第２項第２号から第８号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者が、博士課程（後期）に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に３年以上在学し、20 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。
３　獣医学研究科博士課程の修了要件は、大学院に４年以上在学し、３２単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に３年以上在学すれば足りるものとする。
４　前３項ただし書に関して必要な事項は、別に定める。

第１３条　削除

（他の大学院における授業科目の履修）
第１３条の２　本大学院において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院の授業科目を履修させることができ、履修した授業科目について修得した単位を本大学院で修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、次の各号において履修する授業科目について準用する。
⑴　学生が外国の大学院に留学する場合
⑵　外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合
⑶　外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合
⑷　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第１条第２項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下、「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合
３　学校教育法第 105 条の規定により大学院が編成する特別の課程における学修が、本大学院の教育に相当する水準を有し、かつ、教育上有益と認める場合に限り、学生が当該特別の課程の履修により修得した単位を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
４　前３項により修得した単位の合計は、15 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）
第 13 条の３　本大学院において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15 単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、本大学院において大学院教育に相当する水準を有し、かつ、教育上有益と認める場合に限り、学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を履修する者が修得した単位について準用する。
３　前２項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は前条の規定により修得した単位と合わせて 20 単位を超えないものとする。

第５章　学位論文及び最終試験

（学位論文の審査等）
第１４条　修士及び博士の学位論文については、学位論文審査基準に基づき、審査を行う。

２　前項の学位論文審査基準については、別に定める。

（最終試験）
第１５条　修士課程及び博士課程の最終試験は所定の単位を修得し、かつ修士及び博士論文の審査にそれぞれ合格したものについて行う。

第６章　学位の授与

（学位）
第１６条　本大学院の修士課程において所定の単位を修得し、学位授与の方針に基づく学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、次の学位を授与する。

理工学研究科	自然科学専攻	修士（理学）
	システム科学専攻	修士（工学）
マネジメント研究科		修士（マネジメント）
獣医学研究科	獣医保健看護学専攻	修士（獣医保健看護学）

２　本大学院の博士課程において所定の単位を修得し、学位授与の方針に基づく学位論文の審査及び最終試験に合格した者、並びに本大学院に学位論文を提出し、所定の審査及び試験に合格した者に対し、次の学位を授与する。

理工学研究科	自然科学専攻	博士（理学）
	システム科学専攻	博士（工学）
獣医学研究科	獣医学専攻	博士（獣医学）

（学位の授与）
第１７条　学位の授与に関し必要な事項については、本大学学位規程の定めるところによる。

第７章　入学資格等について

（入学の時期）
第１８条　入学は学年の始めとする。
２　前項の規定にかかわらず各課程の入学については、教育上支障がない場合に限り秋学期のはじめとすることができる。

（転入学）
第１８条の２　他の大学の大学院に在学している者、外国の大学院に在学している者及び外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第 102 条第１項に規定する者に限る。）で本大学院に転入学を志願する者がある場合は、選考の上、学長は、入学を許可することがある。
２　前項の規定により転入学を許可された者の本大学院における在学期間の通算には、前大学院の在学期間以内においてその在学期間を含めることができる。

（入学資格）
第１９条　本大学院の修士課程に入学することができる者は次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者とする。
(1)　大学を卒業した者
(2)　大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
(3)　外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(7)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(8)　文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第５号）
(9)　大学に３年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの（以下、「飛び入学」という。）
(10)　飛び入学により他の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(11)　本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

２　理工学研究科博士課程（後期）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者とする。
⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者
⑵　外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
⑷　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
⑸　国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
⑹　外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
⑺　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
⑻　本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
３　獣医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者とする。
⑴　大学の修業年限６年の獣医学を履修する課程を卒業した者
⑵　修士の学位又は専門職学位を有する者
⑶　大学における医学、歯学又は薬学を履修する課程（ただし、薬学を履修する課程にあっては、修業年限が６年であるものに限る。）を卒業した者
⑷　外国の学校において、学校教育における 18 年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は修業年限６年の薬学の課程が含まれるもの）を修了した者
⑸　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は修業年限６年の薬学の課程が含まれるもの）を修了した者
⑹　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は修業年限６年の薬学の課程が含まれるもの）を修了した者
⑺　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、獣医学を履修する課程、医学を履修する課程，歯学を履修する課程又は薬学を履修する課程の修業年限が５年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
⑻　文部科学大臣が指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）
⑼　飛び入学により他の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
⑽　外国において、学校教育における 16 年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は薬学の課程が含まれるもの）を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本学の大学院において認めたもの
⑾　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は薬学の課程が含まれるもの）を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本学の大学院において認めたもの
⑿　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（その課程が獣医学、医学、歯学又は薬学であったもの）を修了したものであって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本学の大学院において認めたもの
⒀　本大学院において個別の入学資格審査により、大学の修業年限６年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

（入学志願）
第２０条　前条の規定により入学を志願する者は、所定の入学願書に必要書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。
２　入学願書の受付期間は別に定める。

（入学試験）
第２０条の２　入学試験は、入学者受入れの方針に基づき、筆記と口頭試問の両方、又はそのいずれかによって行う。また、大学の成績及び提出された書類を考慮する。
２　博士課程については、前項のほか、さらに修士論文及び修士課程の成績又は、実社会における研究活動の結果をも考慮して行う。

第８章　運営組織

第２１条　削除

第２２条　削除

（大学院研究科委員会）
第２３条　本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。
２　各研究科委員会は、大学院担当の助教以上の教員をもって構成する。
３　各研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
（１）学生の入学及び修了
（２）学位の授与
（３）前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
４　各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
５　研究科委員会は、学校教育法施行規則第 143 条（昭和 22 年文部省令第 11 号）に定める代議員会を置くことができる。
６　研究科委員会に関する規程は別に定める。

第９章　教員免許状とその種類

（教員免許状を取得するための条件）
第２４条　教員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める必要な単位を修得しなければならない。
２　前項に関して必要な事項は、別に定める。

（教員免許状の種類）
第２５条　教員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状種類	免許教科
理工学研究科	自然科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学
		中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	システム科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
		中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業

第１０章　入学検定料・入学金及び授業料等

（入学検定料・入学金・授業料等の額）
第２６条　入学検定料・入学金及び授業料等（以下「納付金」という。）は、別表Ⅱのとおりとする。
２　前項の規定にかかわらず、第５条の２に該当する学生の納付金については別に定める。

（授業料等の納付）
第２７条　授業料等の諸納付金は所定の期日までに納入しなければならない。
２　所定の期日までに納入金を怠っている者は、それを納入するまで授業及び試験に出席すること並びに附属図書館備えつけの図書を閲覧することを禁止することがある。

（納入金の返還）
第２８条　既納の入学検定料・入学金・授業料及び実験実習費等はいかなる理由があっても返還しない。

第１１章　特待生・研究生・特別研究生・委託生・科目等履修生・外国人留学生

第２９条　削除

（研究生）
第３０条　本大学院に大学院研究生を受け入れることができる。
２　大学院研究生に関し、必要な事項は別に定める。

（特別研究生）
第３１条　本大学院を修了し、さらに研究を希望する者を特別研究生として受け入れることができる。
２　大学院特別研究生に関し、必要な事項は別に定める。

（委託生）
第３２条　国内の大学・官公庁、又はその他の機関から、第１９条の規定によらないで本大学院の修士課程及び博士課程（後期）の修学を委託されたとき、正規の学生の修学に妨げのない限り、当該研究科委員会の審議を経て、選考の上、学長は委託生として入学を許可することがある。
２　委託生に関する規程は別に定める。

（科目等履修生）
第３３条　本大学院の授業科目の一部について、履修を願い出た者があるときは、正規の学生の修学に妨げのない限り、当該研究科委員会の審議を経て選考の上、学長は科目等履修生として入学を許可することがある。
２　科目等履修生の検定料・入学金及び履修料は別表Ⅲのとおりとする。
３　科目等履修生に関する規程は、別に定める。

（外国人留学生）
第３４条　日本国以外に居住する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。
２　外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第１２章　雑則

（準用規定）
第３５条　この学則に定めのない事項については、岡山理科大学学則を準用する。
（改正）
第３６条　岡山理科大学大学院学則の改正は、各研究科委員会及び大学協議会の審議を経て、理事会で決定する。

附　　則
この学則は、昭和４９年４月１日から施行する。

附　　則
この改正学則は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　　則
この改正学則は、昭和５１年３月３１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第２０条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、昭和５１年１０月１日から施行する。ただし、別表Ⅰ化学専攻の授業科目については、昭和５２年３月３１日まで従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、昭和５２年３月３１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第２０条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、昭和５２年４月１日から施行する。

附　　則
この改正学則は、昭和５３年４月１日から施行する。ただし、第４条の博士課程（後期）材質理学専攻の総定員については、昭和５３年度９名、昭和５４年度１８名と読み替えるものとする。

附　　則
この改正学則は、昭和５４年３月３１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第２６条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、昭和５４年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、別表Ⅰ化学専攻、応用物理学専攻の授業科目については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、昭和５５年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。
なお、第４条の修士課程応用数学専攻の総定員については、昭和５５年度８名と読み替えるものとする。

附　　則
この改正学則は、昭和５５年８月１日から施行する。

附　　則
この改正学則は、昭和５６年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第９条、第２６条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、昭和５７年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第９条、第２６条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、昭和５８年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第９条、第２６条については従前の規定による。

なお、第４条の博士課程（後期）システム科学専攻の総定員については、昭和５８年度５名、昭和５９年度１０名と読み替えるものとする。

附　　則

この改正学則は、昭和５９年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第９条、第２６条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、昭和６０年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第９条、第２６条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、昭和６１年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第９条、第２６条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、昭和６２年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第２６条については従前の規定による。

なお、第４条の博士課程（後期）応用数学専攻の総定員については、昭和６２年度４名、昭和６３年度８名と読み替えるものとする。

附　　則

この改正学則は、昭和６２年７月１日から施行する。

附　　則

この改正学則は、昭和６３年４月１日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第２６条については従前の規定による。

なお、第４条の修士課程総合理学専攻の総定員については、昭和６３年度８名と読み替えるものとする。

附　　則

この改正学則は、平成元年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条、第２４条については従前の規定による。

なお、第４条の工学研究科博士課程（後期）システム科学専攻の総定員については、平成２年度５名、平成３年度１０名、工学研究科修士課程応用化学専攻の総定員については、平成２年度１２名、工学研究科修士課程機械工学専攻、電子工学専攻の総定員については、平成２年度各８名と読み替えるものとし、理学研究科博士課程（後期）システム科学専攻、理学研究科修士課程機械理学専攻、電子理学専攻については、平成２年度より募集停止とする。

附　　則

この改正学則は、平成３年４月１日から施行する。

附　　則

この改正学則は、平成３年９月１日から施行する。

附　　則

この改正学則は、平成４年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

なお、第４条の修士課程生物化学専攻の総定員については、平成４年度８名と読み替えるものとする。

附　　則

この改正学則は、平成４年１２月２１日から施行する。

附　　則

この改正学則は、平成５年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成５年４月２６日から施行する。

附　　則

この改正学則は、平成６年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成７年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成８年４月１日から施行する。ただし、第４条の平成８年度の収容定員については、理学研究科応用数学専攻修士課程１８名、化学専攻２４名、応用物理学専攻２４名、総合理学専攻２０名、生物化学専攻２０名、工学研究科応用化学専攻修士課程２７名、機械工学専攻２３名、電子工学専攻２３名と読み替えるものとする。

また、工学研究科情報工学専攻修士課程の収容定員については、平成８年度１５名と読み替えるものとする。

なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成９年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成１０年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成１２年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成１３年４月１日から施行する。ただし、第４条の平成１３年度の収容定員については、総合情報研究科情報科学専攻修士課程７名、シミュレーション物理専攻修士課程６名、生物地球システム専攻修士課程７名、社会情報専攻修士課程７名と読み替えるものとする。

なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成１４年４月１日から施行する。

なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、第４条の応用数学専攻修士課程、応用物理学専攻修士課程、総合理学専攻修士課程、生物化学専攻修士課程の収容定員については、それぞれ平成１５年度１７名、３０名、２６名、２８名と読み替えるものとする。

さらに、第４条の数理、環境システム専攻博士課程（後期）の収容定員については、平成１５年度２名、平成１６年度４名と読み替えるものとする。

なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成１６年４月１日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、第４条の福祉システム工学専攻修士課程の収容定員については、平成１７年度８名と読み替えるものとする。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、平成１８年４月１日から施行する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、平成１９年４月１日から施行する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、平成２０年４月１日から施行する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。
ただし、第４条の理学研究科総合理学専攻修士課程、生物化学専攻修士課程、臨床生命科学専攻修士課程、工学研究科応用化学専攻修士課程、機械システム工学専攻修士課程、電子工学専攻修士課程、情報工学専攻修士課程、総合情報研究科シミュレーション科学専攻修士課程の収容定員については、それぞれ平成２０年度２７名、３０名、１２名、２８名、２９名、２８名、２８名、１０名と読み替えるものとする。

附　　則
この改正学則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第４条の工学研究科知能機械工学専攻修士課程の収容定員については、平成２１年度８名と読み替えるものとする。
また、平成２１年度より工学研究科福祉システム工学専攻は募集停止とし、在学生の修了を待って廃止する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、平成２２年４月１日から施行する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、平成２３年４月１日から施行する。 ただし、第４条の工学研究科機械システム工学専攻修士課程、電子工学専攻 修士課程、情報工学専攻修士課程、知能機械工学専攻修士課程、生体医工学専攻修士課程、建築学専攻修士課程、総合情報研究科情報科学専攻修士課程、シミュレーション科学専攻修士課程、生物地球 システム専攻修士課程、社会情報専攻修士課程の収容定員については、それぞれ平成２３年度２７名、２１名、２３名、１５名、６名、８名、１３名、７名、１３名、１３名と読み替えるものとする。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。
平成２１年４月から学生募集を停止した工学研究科福祉システム工学専攻については、当該専攻の在学者がいなくなったため、平成２３年３月３１日をもって廃止する。

附　　則
この改正学則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第４条の理学研究科応用数学専攻修士課程、応用物理学専攻修士課程、総合理学専攻修士課程、生物化学専攻修士課程、動物学専攻修士課程、工学研究科知能機械工学専攻修士課程、総合情報研究科情報科学専攻修士課程、生物地球システム専攻修士課程の収容定員については、それぞれ平成２４年度１３名、２７名、２５名、２７名、４名、１５名、１３名、１３名と読み替えるものとする。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。
また、平成２４年度より総合情報研究科シミュレーション科学専攻は募集停止とし、在学生の修了を待って廃止する。

附　　則
この改正学則は、平成２５年４月１日から施行する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則
平成２４年４月から学生募集を停止した総合情報研究科シミュレーション科学専攻については、当該専攻の在学者がいなくなったため、平成２５年４月３０日をもって廃止する。
この改正学則は、平成２５年５月１日から施行する。

附　　則
この改正学則は、平成２６年４月１日から施行する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則

この改正学則は、平成２７年４月１日から施行する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第４条の規定にかかわらず、平成２８年度の生物地球科学研究科生物地球科学専攻の収容定員については、１２名と読み替えるものとする。
なお、第９条について、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。
また、平成２８年度より総合情報研究科生物地球システム専攻については募集停止とし、当該専攻の平成２８年度の収容定員は7名とする。

附　　則
この改正学則は、平成２９年４月１日から施行する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、平成２９年５月１日から施行する。
平成２８年度より学生募集を停止した総合情報研究科生物地球システム専攻については、当該専攻の在学生がいなくなったため、平成２９年４月３０日をもって廃止する。

附　　則
この改正学則は、平成３０年４月１日から施行する。
なお、この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則
この改正学則は、平成３１年４月１日から施行する。
2　この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則（令和元年 10 月 29 日　第８回理事会）
この改正学則は、令和元年１０月２９日から施行する。

附　　則（令和２年 3 月 30 日　第 14 回理事会）
この改正学則は、令和２年４月１日から施行する。
2　この改正前に入学した学生は、第９条については従前の規定による。

附　　則（令和２年 3 月 30 日　第 14 回理事会）
（令和３年 3 月 24 日　第 14 回理事会）
この改正学則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第４条の規定にかかわらず、令和３年度のマネジメント研究科マネジメント専攻の収容定員については、１２名と読み替えるものとする。
2　第９条について、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。
3　令和３年度より総合情報研究科社会情報専攻は募集停止とし、当該専攻の令和３年度の収容定員は６名とする。

附　　則（令和４年 2 月 22 日　第 12 回理事会）
この改正学則は、令和４年４月１日から施行する。
2　第９条について、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附　　則（令和４年 3 月 29 日　第 14 回理事会）
（令和５年 2 月 21 日　第 11 回理事会）
この改正学則は、令和５年４月１日から施行する。
2　第４条の２、第８条の２、第９条、第１６条、第２５条、第２９条について、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。
3　第４条の規定にかかわらず、自然科学専攻修士課程、システム科学専攻修士課程の収容定員については、それぞれ令和５年度７０名、６０名と読み替えるものとする。自然科学専攻博士課程（後期）、システム科学専攻博士課程（後期）の収容定員はそれぞれ令和５年度１０名、５名、令和６年度２０名、１０名と読み替えるものとする。
4　令和５年度より理学研究科応用数学専攻修士課程、化学専攻修士課程、応用物理学専攻修士課程、総合理学専攻修士課程、生物化学専攻修士課程、臨床生命科学専攻修士課程、動物学専攻修士課程、工学研究科応用化学専攻修士課程、機械システム工学専攻修士課程、電子工学専攻修士課程、情報工学専攻修士課程、知能機械工学専攻修士課程、生体医工学専攻修士課程、建築学専攻修士課程、総合情報研究科情報科学専攻修士課程及び生物地球科学研究科生物地球科学専攻修士課程は募集停止とし、令和５年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
		令和５年度
理学研究科	応用数学専攻	６名

理学研究科	化学専攻	16名
	応用物理学専攻	13名
	総合理学専攻	12名
	生物化学専攻	13名
	臨床生命科学専攻	12名
	動物学専攻	4名
工学研究科	応用化学専攻	13名
	機械システム工学専攻	13名
	電子工学専攻	8名
	情報工学専攻	10名
	知能機械工学専攻	8名
	生体医工学専攻	6名
	建築学専攻	8名
総合情報研究科	情報科学専攻	7名
生物地球科学研究科	生物地球科学専攻	12名

5　令和５年度より理学研究科応用数学専攻博士課程（後期）、材質理学専攻博士課程（後期）、工学研究科システム科学専攻博士課程（後期）、総合情報研究科数理・環境システム専攻博士課程（後期）は募集停止とし、令和５年度、令和６年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		令和5年度	令和6年度
理学研究科	応用数学専攻	8名	4名
	材質理学専攻	18名	9名
工学研究科	システム科学専攻	10名	5名
総合情報研究科	数理・環境システム専攻	4名	2名

6　令和３年度より学生募集を停止した総合情報研究科社会情報専攻については、当該専攻の在学生がいなくなったため、令和５年３月31日をもって廃止する。

附　　則（令和５年２月21日　第12回理事会）
（令和６年２月27日　第12 回理事会）

この改正学則は、令和６年４月１日から施行する。

2　第４条の規定にかかわらず、獣医保健看護学専攻修士課程の収容定員については、令和６年度５名と読み替えるものとする。獣医学専攻博士課程の収容定員は令和６年度３名、令和７年度６名、令和８年度９名と読み替えるものとする。

附　則（令和６年５月２７日　第２回理事会）

この改正学則は、令和６年６月１日から施行する。

2　令和５年度から学生募集を停止した理学研究科応用数学専攻博士課程（後期）、応用数学専攻修士課程、総合理学専攻修士課程、生物化学専攻修士課程、動物学専攻修士課程については、当該専攻の在学生がいなくなったため、令和６年５月３１日をもって廃止する。

3　令和５年度から学生募集を停止した工学研究科機械システム工学専攻修士課程、電子工学専攻修士課程、情報工学専攻修士課程については、当該専攻の在学生がいなくなったため、令和６年５月３１日をもって廃止する。

4　令和５年度から学生募集を停止した総合情報研究科情報科学専攻修士課程については、当該専攻の在学生がいなくなったため、令和６年５月３１日をもって廃止する。

5　令和５年度から学生募集を停止した生物地球科学研究科生物地球科学専攻修士課程については、当該専攻の在学生がいなくなったため、令和６年５月３１日をもって廃止する。

6　生物地球科学研究科は令和６年５月３１日をもって廃止する。

附　則（令和７年２月25日　第14回理事会）

この改正学則は、令和７年４月１日から施行する。

2　この改正前に入学した学生は、第９条については、従前の規定による。

附　則（令和７年３月21日　第15回理事会）

この改正学則は、令和７年４月１日から施行する。

2　令和５年度から学生募集を停止した理学研究科材質理学専攻博士課程（後期）、化学専攻修士課程、応用物理学専攻修士課程、臨床生命科学専攻修士課程については、当該専攻の在学生がいなくなったため、令和７年３月 31 日をもって廃止する。

3　理学研究科は令和７年３月 31 日をもって廃止する。

4　令和５年度から学生募集を停止した工学研究科応用化学専攻修士課程、知能機械工学専攻修士課程については、当該専攻の在学生がいなくなったため、令和７年３月 31 日をもって廃止する。

附　則（令和８年２月 24 日　第 10 回理事会）

この改正学則は、令和８年４月１日から施行する。

2　この改正前に入学した学生は、第９条については、従前の規定による。

3　令和５年度から学生募集を停止した工学研究科生体医工学専攻修士課程については、当該専攻の在学生がいなくなったため、令和８年３月 31 日をもって廃止する。

附　則（令和８年４月 28 日　第１回理事会）

この改正学則は、令和８年５月１日から施行する。

2　令和５年度から学生募集を停止した工学研究科システム科学専攻博士課程（後期）については、当該専攻の在学生がいなくなったため、令和８年４月 30 日をもって廃止する。

別表Ⅰ　（授業科目及び単位数）

本大学院において開設する授業科目及び単位数は次のとおりとする。

理工学研究科　自然科学専攻　修士課程

科目区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
研究科共通科目		修士キャリアデザイン		1
		修士インターナショナルキャリア		1
		修士学術プレゼンテーション		1
		海外学術活動実習		2
		共同研究活動実習		2
専攻共通科目	共通基礎科目	技術英語表現法		1
		暗号理論特論		2
		応用特異点論		2
		数理モデル特論		2
		統計数学特論		2
		非線形解析学特論		2
		数理科学セミナーⅠ		2
		数理科学セミナーⅡ		2
		人類学特論		2
		脊椎動物学特論		2
		環境生物化学特論		2
		先端動物科学研究法		2
		飼育動物学特論		2
		分子生物学的動物論		2
		臨床生命科学特論		2
		分子遺伝学特論		2
		最新バイオ工学特論		2
		分子生物学特論		2
		宇宙物理学特論		2
		地球物理学特論		2
		古生物学特論		2
		防災学特論		2
		固体化学特論		2
		データ解析実践		2
		固体物理学特論		2
		有機材料特論		2
		レーザー分光化学		2
	共通専門科目	数理科学特別講義（代数学・幾何学）		1
		数理科学特別講義（応用解析・情報数理）		1
		自然科学特別講義（生態学）		1
		自然科学特別講義（環境科学）		1
		自然科学特別講義（生物科学）		1
		自然科学特別講義（臨床生命科学）		1
		自然科学特別講義（天文学）		1
		自然科学特別講義（地球科学）		1
		自然科学特別講義（化学）		1
		自然科学特別講義（物性物理学）		1
		コンプリヘンシブ数学演習Ⅰ		1
		コンプリヘンシブ数学演習Ⅱ		1

専攻共通科目	共通専門科目	コンプリヘンシブ数学演習Ⅲ		2
		コンプリヘンシブ数学演習Ⅳ		2
		コンプリヘンシブ理科演習Ⅰ		1
		コンプリヘンシブ理科演習Ⅱ		1
		コンプリヘンシブ理科演習Ⅲ		2
		コンプリヘンシブ理科演習Ⅳ		2
コース専門科目	数理科学コース科目	代数学特論A		2
		代数学特論B		1
		表現論特論		2
		ホモロジー代数特論		1
		幾何学特論A		2
		幾何学特論B		2
		応用解析特論A		2
		応用解析特論B		2
		数値解析特論A		2
		数値解析特論B		2
		離散数学特論		1
	生態環境科学コース科目	植物学特論		2
		栽培植物学特論		2
		環境化学特論		2
		動物保全学特論		2
		資源生物科学特論		2
		動物生態学特論		2
		動物行動学特論		2
		動物福祉学特論		2
		野生動物関係学特論		2
		動物感染症特論		2
		動物生理遺伝学特論		2
	生命科学コース科目	食品機能学特論		2
		生物有機化学特論		2
		生理活性物質特論		2
		生体高分子特論		2
		細胞イメージング技術特論		2
		医療技術学特論		2
		臨床検査学特論		2
		臨床工学特論		2
		組織解析技術特論		2
		生体防御学特論		2
		微生物学特論		2
		疾患分子生物学特論		2
		病態予防医学特論		2
	宇宙地球科学コース科目	天文学特論		2
		天体物理学特論		2
		地球表層学特論		2
		惑星科学特論		2
		古脊椎動物学特論		2
		放射線・同位体地球科学特論		2

コース専門科目		固体地球科学特論		2
	物質科学コース科目	錯体化学特論		2
		有機化学特論		2
		高分子化学特論		2
		環境計測化学		2
		量子物性特論Ⅰ		2
		量子物性特論Ⅱ		2
		物性物理特論Ⅰ		2
		物性物理特論Ⅱ		2
		応用電磁場特論		2
		特別研究Ⅰ	3	
		特別研究Ⅱ	3	
		特別研究Ⅲ	3	
		特別研究Ⅳ	3	

理工学研究科　自然科学専攻　博士課程（後期）

科目区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
研究科共通科目	博士インターナショナルキャリア		1
	博士学術プレゼンテーション		1
	博士キャリアデザインⅠ		2
	博士キャリアデザインⅡ		4
	博士キャリアデザインⅢ		4
	博士キャリアデザインⅣ		4
	特別講義		1
	特別研究Ⅰ	5	
	特別研究Ⅱ	5	
	特別研究Ⅲ	5	
	ゼミナールⅠ	1	
	ゼミナールⅡ	1	
	ゼミナールⅢ	1	

理工学研究科　システム科学専攻　修士課程

科目区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
研究科共通科目		修士キャリアデザイン		1
		修士インターナショナルキャリア		1
		修士学術プレゼンテーション		1
		海外学術活動実習		2
		共同研究活動実習		2
専攻共通科目	共通基礎科目	技術英語表現法		1
		科学技術倫理特論		1
		ＣＡＥ演習		1
		プログラミング・アルゴリズム特論		2
		ユニバーサルデザイン特論		1
		色彩工学特論		1
		知的ネットワークコンピューティング特論		1
		情報ネットワーク特論		1
		情報セキュリティ特論		1

専攻共通科目	共通基礎科目	知能情報工学特論		1
		データ工学特論		1
		信頼性工学特論		1
		シミュレーション科学特論		1
		バイオインフォマティクス特論		2
		環境工学特論		1
	共通専門科目	コンプリヘンシブ化学システム演習Ⅰ		1
		コンプリヘンシブ化学システム演習Ⅱ		1
		コンプリヘンシブ化学システム演習Ⅲ		1
		コンプリヘンシブ化学システム演習Ⅳ		1
		コンプリヘンシブ工業システム演習Ⅰ		1
		コンプリヘンシブ工業システム演習Ⅱ		1
		コンプリヘンシブ工業システム演習Ⅲ		1
		コンプリヘンシブ工業システム演習Ⅳ		1
		コンプリヘンシブ情報システム演習Ⅰ		1
		コンプリヘンシブ情報システム演習Ⅱ		1
		コンプリヘンシブ情報システム演習Ⅲ		1
		コンプリヘンシブ情報システム演習Ⅳ		1
コース専門科目	化学・生体システムコース科目	無機材料化学特論		2
		セラミックス特論		2
		有機工業化学特論		2
		有機合成化学特論		2
		有機マテリアル特論		2
		溶液物理化学特論		2
		生体コロイド化学特論		2
		生物工学特論		2
		分子生物工学特論		2
		応用生命化学特論		2
		生物生産学特論		2
		分離工学特論		2
		粉体工学特論		2
		生体計測工学特論		2
	機械システムコース科目	材料力学特論		2
		弾塑性工学特論		2
		機械材料学特論		2
		流体力学特論		2
		熱力学特論		2
		機械力学特論		2
		機械制御工学特論		2
		生産システム特論		2
		機械設計学特論		2
		加工学特論		2
	電子工学コース科目	電子物性工学特論		2
		システム制御工学特論		2
		パワーエレクトロニクス特論		2
		システム最適化特論		2
		電磁気学特論		2
		電子機器特論		2

コース専門科目	電子工学コース科目	通信工学特論		2
		集積回路特論		2
		画像計測工学特論		2
	建築学コース科目	建築計画特論		2
		住宅計画特論		2
		日本建築史特論		2
		建築デザイン論特論		2
		建築空間特論		2
		設計方法特論		2
		都市計画特論		2
		構造解析特論		2
		構造設計特論		2
		耐震設計特論		2
		建築設備システム設計特論		2
		建築環境設計特論		2
		インターンシップ（建築）		4
		建築工学設計特別演習Ⅰ		2
		建築工学設計特別演習Ⅱ		2
		建築工学設計特別演習Ⅲ		2
	情報システムコース科目	ヒューマンコンピュータインタラクション特論		2
		コンピュータグラフィックス特論		2
		映像処理特論		2
		知的システム特論		2
		人工知能特論		2
		複雑系シミュレーション特論		2
		並列処理特論		2
		計算機工学特論		2
		Ｗｅｂ工学特論		2
		自然言語処理特論		2
		計算科学特論		2
		知識工学特論		2
		生体計測システム特論		2
		制御システム設計特論		2
		ロボットシステム特論		2
		符合理論特論		2
		情報数理モデル特論		2
		情報復元特論		2
		特別研究Ⅰ	3	
		特別研究Ⅱ	3	
		特別研究Ⅲ	3	
		特別研究Ⅳ	3	

理工学研究科　システム科学専攻　博士課程（後期）

科目区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
研究科共通科目	博士インターナショナルキャリア		1
	博士学術プレゼンテーション		1
	博士キャリアデザインⅠ		2
	博士キャリアデザインⅡ		4
	博士キャリアデザインⅢ		4
	博士キャリアデザインⅣ		4
	特別講義		1
	特別研究Ⅰ	5	
	特別研究Ⅱ	5	
	特別研究Ⅲ	5	
	ゼミナールⅠ	1	
	ゼミナールⅡ	1	
	ゼミナールⅢ	1	

マネジメント研究科　マネジメント専攻　修士課程

科目区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
マネジメント科目	マネジメント研究方法特論		2
	マネジメント特論	2	
	地域マネジメント特論		2
	マーケティング特論		2
	社会心理学特論		2
	消費者行動特論		2
	グローバル経営特論		2
	グローバルガバナンス特論		2
	地域経済学特論		2
	マクロ経済学特論		2
	リーダーシップ演習		2
事業開発プロジェクト科目	ビジネスデータ分析演習		2
	マーケティングリサーチ演習		2
	グループダイナミックス演習		2
	プロジェクトマネジメント演習	2	
	マーケティングコミュニケーション演習		2
	スポーツアナリティクス演習		2
	市場戦略デザイン特論		2
	特別研究	１２	

獣医学研究科　獣医保健看護学専攻　修士課程

科目区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門科目	獣医関連生命科学総合講義Ⅰ	2	
	獣医関連生命科学総合講義Ⅱ	2	
専門科目	高齢動物科学特論		2
	動物感染症特論		2
	飼育動物学特論		2
	動物福祉学特論		2
	動物看護学特論		2
演習科目	獣医保健看護学特別演習Ⅰ	2	
	獣医保健看護学特別演習Ⅱ	2	
	獣医保健看護学特別演習Ⅲ	2	
	獣医保健看護学特別演習Ⅳ	2	
	高度動物看護学特別演習		2
	いきものＱＯＬラボ特別演習		2
	動物インターナショナルキャリア		2
	修士キャリアデザイン		1
特別研究	特別研究	１２	

獣医学研究科　獣医学専攻　博士課程

科目区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門科目	フロンティア獣医学総合講義Ⅰ	2	
	フロンティア獣医学総合講義Ⅱ	2	
	フロンティア獣医学総合講義Ⅲ		2
	フロンティア獣医学総合講義Ⅳ		2
演習科目	獣医インターナショナルキャリア		1
	獣医学術プレゼンテーション		1
	獣医いきものＱＯＬラボ特別演習		2
特別研究	特別研究Ⅰ	１０	
	特別研究Ⅱ	１０	
	ゼミナール	4	

別表Ⅱ（納付金）

１．入学検定料　　35,000 円

２．入学金　　100,000 円

３．授業料、その他納付金（年間）

（単位：円）

区分		授業料	その他納付金	
			実験実習費	施設設備費
理工学研究科	修士課程	420,000	100,000	100,000
	博士課程（後期）	420,000	100,000	100,000
マネジメント研究科	修士課程	420,000	50,000	75,000
獣医学研究科	修士課程	420,000	100,000	100,000
	博士課程	420,000	100,000	100,000

別表Ⅲ（科目等履修生の納付金）　　（単位：円）

検定料	入学金	一単位当りの履修料	
		講義科目、演習科目	実験実習科目
12,000	22,000	19,000	24,000